

第5回協働支援会議

平成17年11月18日午後2時00分開会

区役所本庁6階第4委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、鈴木委員、伊藤委員、小原委員

事務局（新宿区 林地域調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木主事）

久塚座長 小原委員が少し遅れるということですが、定足数は足りておりますよね。

事務局 はい。

久塚座長 大丈夫ですね。では定足数は足りていますので、資料がお手元にありますけれども、作っていただきましたので、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 では、冒頭に課長のほうから一言ご挨拶申し上げます。

事務局（林課長） 皆さん、こんにちは、林でございます。

今日は、第5回の協働支援会議にご出席ありがとうございます。

今日の朝日新聞に出ていましたが、杉並のNPO支援基金が危機だということで報道されておりましたが、当新宿区においても大苦戦をしているという状況でございます。私と寺尾は、11月から12月の期間は積極的に外に出て周知活動、それとご支援をいただくため、努力していきたいと思っております。ぜひ、委員の先生方も、企業、個人等をご紹介いただけたところがございますたら、寺尾のほうに言っていただければ、すぐにお伺いしていきたいと思っております。

これは、もう今年で2年目ですけど、来年度以降についても、やはり安定した基金をつくっていくという形が私どもの課題でございます。先日区長との懇談がございまして、その席でも、やはり基金について叱咤されたところでございます。座ってるだけじゃないんだと、常に行動して外に出ると、厳しく指導をされたところでございますので、私どもとしては、特に私の大きな目標といたしましては基金を安定的にできるように、さらに努力していきたいと思っております。

反省しておりますのは、やはりPR不足等もあるのかなと思っておりますので、来年度にかけて少してこ入れをしていかなければいけないところかなと思っております。そういう形でございますので、皆さん方のご支援とアドバイスをいただければというふうに思っています。どうぞ、本日はよろしく願いいたします。

それでは、久塚座長、よろしく願いいたします。

久塚座長 事務局からお願いしますが、今日の議事は大きく二つで、「協働事業提案制度

について」というものと「協働事業評価制度の提言へ向けて」ということで、1番目のほうに少し時間をとろうと思いますので、事務局のほう、説明をよろしくお願いします。

事務局 それでは、まず本日の配付資料からご確認いただきたいと思います。

まず、資料1、「協働事業提案制度の概要」ということで、フローチャートのものを資料として出しております。続きまして、資料2、「事業提案制度検討項目一覧」というのが、A4、2枚組になっておりますけれども、こちらが資料2でございます。続きまして、資料3、こちらのほうは「協働事業提案に対する区担当課意見書」というものを、A4横のものを出しております。それから、最後に資料4になりますけれども、「NPO等との協働の環境づくりの推進」以上4点、資料として提示させていただいておりますけれども、皆様、お手元にございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから、事業提案制度の概要及び検討項目一覧の中の事務局案につきましてご説明させていただきます。

まず、協働事業提案制度の概要のフローチャートになりますけれども、こちらのほうはその制度の流れということで、事務局案ということで、流れについて書かせていただいております。

目的、制度の特徴としましては、そちらのほうをご覧いただきたいと思いますが、流れとしましては、NPOからの提案、申請になりますけれども、区へ提出していただいて、そのうち公開プレゼンテーションを行いまして、その中で協働支援会議の委員の方々の意見を聞いた中で、その後、各事業担当課との話し合い、協議を行っていくと。その協議の中で、新たに事業化するもの、それから既存事業の中で取り組んでいくもの、それから引き続いて検討の継続を行うもの、それから事業化に至らないものという流れに分かれまして、新たに事業化、それから既存の事業の中で行うものにつきましては、それに伴う予算を計上いたしまして、翌年度事業としまして事業実施を行う。事業の実施を行った後につきましては、その事業の評価をして、公表をしていくという大きな流れになります。

細かい手続き上のものにつきましては、資料2、「事業提案制度検討項目一覧」の中でご説明させていただきたいというふうに思っております。

こちらのほうの一覧表ですけれども、「事務局案」というものが書いてありまして、その右側にコメントがございます。こちらのコメントですけれども、一応事務局のほうで考えた、それぞれの内容の検討課題、こんなものがあるのではないかというものをコメントとして記入させていただいております。

それでは、検討項目一覧のほうの説明に移ります。

まず、事業提案制度の導入の目的のところですが、こちらの制度につきましては、多様化する地域課題、そういったものや区民のニーズに区が単独で対応するだけでは十分な住民サービスが行えないということで、市民活動団体、こちらではNPOということで書かせていただいておりますけれども、そういったものの専門性や柔軟性等を活かした提案を公募して、NPOと区が協働することで、地域課題の効果的、効率的な解決を図っていくということを目的ということで書かせていただいております。

それから、2点目、提案者の応募資格ですが、一応こちらの事務局案では、「NPO等の非営利の社会貢献活動団体」ということで書かせていただいております。

その中で、コメントのほうになりますけれども、課題ということで、今後、会社法の改正等に伴いまして、そこに書かれておりますLLCまたはLLPなどの、そういう形での企業体、必ずしも企業体でない場合もありますけれども、そういったものの提案というものを考慮していく必要があるかどうかということが1点。それから、提案事業の中の上限額なんですけれども、団体の事業実績がないところで、過大な提案等がされた場合に、ある一定の上限を設ける必要があるのかどうかということ。2点、挙げさせていただきました。

続きまして、提案できる対象事業ですが、そこに1から6まで書かせていただいたもので、以下のものは除くということで、特定の個人や団体のみが利益を受けるもの、それから学術的な研究等によるもの、地区住民の交流事業とか親睦会的なイベントもの、それから国や地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けているものまたは助成を受ける可能性があるもの、政治、宗教、営利を目的としたものを除外するというので、対象事業を一応事務局案として出させていただきました。

続きまして事業期間ですが、これは委託契約をしてから、当該年度末までということで、単年度事業ということで挙げさせていただいております。

それから、その事業の額、上限の定めですが、一定額の上限は設けたほうがいいんではないかということで、事務局案では200万から300万程度という上限額を示させていただきました。

それから、審査の方法ですが、こちらのほうにつきましては、提案がなされた時点で審査決定するのではなく、公開プレゼンテーションによる審査選考と事業化に向けた検討プロセスの中で、NPOと担当部局が話し合い、協議をしながら採択の可否を決定す

るといふ形を、事務局案では示しております。その公開プレゼンテーションのところなんですけれども、すべての団体が事業化されるわけではないので、そこで事業化実施に至らなかったNPOの知的財産権を害するのではないかという考えもありますけれども、区の財源を拠出するということから、区民に対して透明性を保つ必要があるのではないかと、ということで、事務局案としては公開プレゼンテーションという案にさせていただきました。

それから、7点目、審査の基準ですけれども、こちらはA4横のものとおわせて見ていただきたいんですが、大きく分けまして、「協働の必要性」と「事業の実現性」との、二つの大きなテーマに分けました。それぞれ協働の必要性の中では、地域課題・社会課題、それから課題解決の手法・形態、それから役割分担、事業効果という4点について項目を設けております。それから、事業の実現性のほうなんですけれども、そちらのほうにつきましては、企画力、実現性、実施能力という3点について、評価の基準として挙げさせていただきました。その具体的な詳細は、A4横の項目のほうをご覧くださいと思います。

それから、8点目ですけれども、審査委員ですが、協働支援会議の委員とほかにプラスアルファが必要か否かと。例えば、区の課長、部長、なども審査員として加える必要があるかどうか、あるいはそれ以外の公募区民の方を審査員として加える必要があるかどうか、その辺をご審議いただきたいと思います。

それから、提案から事業実施の流れですが、先程フローのほうでもお話ししましたけれども、事業提案がなされて、その書類審査。それから、一応事前に担当部署の意見書の作成、これはA4横のシートになりますけれども、公開プレゼンテーション実施前に、各担当課の意見を付記したものを資料として、審査員の方に見ていただきながら評価をしていく。それから、その後に担当部署との詳細協議を行う。それから、審査結果の公表と事業の実施。事業後につきましては、事業実施の報告と、その事業の評価という流れになっております。

10、11につきましては、庁内的問題ですので、網かけさせていただきましたけれども、一応予算枠といったものをどうしていくのか、それから実際に庁内体制として、各課のどういう担当者がその事業について窓口になるのかというところで、現在、協働推進規程という規定の中で、各課に協働推進員というものを設けております。そういったものが、一応窓口になるのではないかと考えております。

それから、事業実施後の課題ということで、報告会及び評価の方法についてですけれども、こちらのほうは、今、同時に検討していただいている協働事業評価制度に基づく評価、

それとその公開方法、そういったものもご審議いただきたいと思っております。

以上、1番から12番の検討項目一覧についてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

久塚座長 では、順次ということになりますけども、本日は協働事業提案制度の中で、今事務局から説明していただいた、その事業提案制度検討項目一覧、これは前回の会議で幾つかの自治体のもの、実際にヒアリングに行ったり資料を取り寄せたりして、幾つかのものを並べたものを前回お示ししたんですけれども、それをもとに項目を左側に作ってみたということになります。

そして、前回の会議で各委員からご意見をいただいたものを踏まえつつ、事務局案。ただし、事務局案とは言っても、コメントのところにあるように、これらについて考えることが必要じゃないかというものが出ております。

順番に行きますと、最初に制度導入の目的。これは、よろしいですか。特に文言などで、もし後ほど気がついたらということでも結構です。

2番、3番が重たいことになってくるんだろうと思いますけれども、提案者の応募資格が、NPO等の非営利の社会貢献活動団体ということで、右側に、先ほど事務局からご説明があったように、定款で利潤の配分を制限したり、公益的な企業として運営するケースも今後考えられるんだけれども、当面は案として、真ん中のところに1から8まで書いてあるものでどうだろうかということですが、ご意見があれば、提案者の応募資格のところになると思いますが。

中にははっきりわかるものと、8番のように、「区と協働して業務を遂行できる能力又は実績を有すること」というのはぼやっとしているのです。これは概括的なものだとは思いますが、一般的に特定非営利活動促進法などに規定されているものも中に含まれていますが、これ以外に前回のものを含めて、プラスアルファがあるのではないかとというようなことがあれば。

提案事業の予算上限額を設けるべきかどうかというようなことも、コメントがありましたけれども、この点はいかがでしょうか。

宇都木委員 提案者の応募資格のところ、これは区内に事務所を置いているNPOにするのか、あるいはもう少し広げるのか、ここはちょっと考えないと、せっかくの趣旨が生かされない場合があり得る。出てこないということがあり得るんですかね。

久塚座長 宇都木さんのご意見ではどうですか。

宇都木委員 僕は東京都内くらいには広げてもいいのではないかと思います。全国的な視野で活動しているところというのは、結構あるんですけど、それが地域のNPO、市民活動を育てることに役立つという意味合いにおいて、そういうことが関係する事業ならば、これは肯定してもいいんじゃないかというふうに思いますけど、全く区とは関係ないところで活動していて出すというのは、どの程度いいのかなと。これは場合によっては、最初はそういうこともあったほうが、誘発的かというと、モデルを示す意味でいいんじゃないかなという気がするんですね。

先生が今言った予算、事業の上限額というのを、これをどういうふうに考えるんですか。つまり、事業の内容を優先するのか予算を優先するのか、ここはちょっと、考え方だと思っ

それと、もう一つは全体の規模ですよ。年間、区として、今年は1億円ぐらい協働事業をやってみようというふうに考えているうちの、一つあたりの単位が200万というのとちょっと違うと思うんです。3,000万ぐらいでやるのというのと、やっぱり規模も違うでしょうから、そこをちょっと見ないと何とも言えないなと思うんです。

気が付いたところをざっと言わせてもらいますが、4番。これは委託契約でやるんですか。だから、協働事業というものの事業のあり方というのは委託事業しか方法がないのかどうかは分かりませんが、このところは少しやるほうの側の趣旨を損ねないような、契約の内容になっていないとまずいんじゃないかなという気がするんです。結構、制限が付きま

久塚座長 何点か出てきたんですけども、今の宇都木委員のご意見について、さらに意見があれば。

伊藤委員 今の応募資格のところ、とりあえずは新宿区の中で物事が活性化されればいいという視点に立って、NPOの存在場所が区外であっても、その事業が新宿区で行われるものであればいいとは思っ

久塚座長 住所地、主な住所がいろいろ、複数ある場合もあるでしょうけれども、行われる事業が新宿区に還元されるとか新宿区で行われるということであれば、特に所在地は、伊藤さんは、広くていいという理解でよろしいですか。宇都木さんは、やっぱり東京都ぐらいでということをおっしゃっていましたが、特に制限的な規制はしなくていいのではないかと

鈴木さん、どうですか。

鈴木委員 対象団体については、私もこれはどうするのかなと思っていたところだったんですが、どこから受けつけても、基本的に新宿区のためになるようなものであればいいんじゃないかとは思いますが。

あと、応募資格ところでもう1点、私が前回ちょっと申し上げたことなんですが、NPO法人格を取得していない任意団体でも応募資格があることにするのかどうかというのでも検討いただければと思います。

久塚座長 では、住所地といいますか、存在場所については、特に事務局案でもわざわざ書いてないということは、協働が新宿区の中で行われるということの前提を踏まえて、どこじゃないといけないということは制限してないという理解でよろしいでしょうか。

宇都木委員 区がそうであればいいんだけど、類似が指定管理者制度、これは制限がついているんですね。多分三つぐらいかな。埼玉とか神奈川とか千葉とかで活動の経験があるところぐらいかな。多分、どこでもつけていると思いますよ。そういうのとの関係は、あまり齟齬がないならいいんでしょうけれど、せっかくの提案が後で変になっちゃって、そこだけ変になっちゃうのも困るので、そこは区のほうでも検討いただいて、最終的なところでもう一遍調整してもらえればと思います。

久塚座長 今、宇都木さんですが、ということは委員会としては特に制限を設けなくていいけれど、事務局のほうで指定管理者制度、先ほど宇都木委員が言われたことなんですが、それや、その他、これからの協働ということで、行政の側として引っかかることがあるかないかをもう少し見て、なければ、別に規制する必要はないのではないかとということ。

それから、法人格の事が出ましたけれども、これは事務局のほうは特にこだわっておられてはいないんでしょうか。

宇都木委員 これも調べたほうがいいのかと思うよ。多分、どこでもそうだけど、一定金額以上は契約主体の制限が、きっと条例か何かであるかもしれないから、そこはちょっと調べてもらったほうがいいのかと思うよ。そういうのがなければいいけれど。あるんじゃないかな。大きな金は、契約、法人クラスとか、そういう制限があるかもしれないので……。もしそれを取っ払っちゃうというんならいいんですけど。

久塚座長 どうなんですかね、社会貢献活動をしている団体と言ったときに、契約を結ぶときに、鈴木委員は特に法人格を持ってなくてもいいんじゃないかというご意見ですか。

鈴木委員 どういう事業を行っていくのかによって、法人化までしない地域のグループ

とかでも、十分実績があって能力があるという場合もあるかもしれないので、そこでこれのために法人化してくださいというの、さらに労力をかけさせることになってしまうのかもしれないので、これは次の議論になるんだと思うんですけど、どういう事業を提案してほしいというふう呼びかけるのかによっても、もちろん変わってくるところなのかなとは思ってるんですけども。

久塚座長 よろしいですか、事務局の方。

事務局（林課長） 確かに、区のほうの契約には、色々と定めがあります。すべて何でもオーケーというわけではないと思うんです。

ただ、さっき言ったように、コミュニティ団体でも、歴史のあるところとか信用のあるところについては、単価的にはそんなに大きくないですけども、契約しているところもあるかと思うんです。ここら辺のところは、ちょっと事務局としても少し、全部洗い出して提案していきたいと思っておりますので、宇都木委員がおっしゃるように、やはり指定管理者の中でも企業ならどこでもいいよという、ちょっと明確でないところがあるので、ここら辺も全部調べさせていただきたいと思っています。

久塚座長 問題がない限りは、やはり広く可能性があるような制度にしていたほうがいいと思います。

それから、コメントのところにある、要は団体の中の年間予算ぎりぎりのところで、協働事業でやっていこうという形のものというのは、安定性ということでどうなんですかねという話が多分出てくるんだろうと思いますが、この点については特にこだわらなくてもよろしいですか。ご意見があれば。

ここまで目を光らせなくてもいいんじゃないかというのは、それは能力を評価するときの一つの基準ということで、応募資格というところで縛りをかけなくていいんじゃないかなと私自身は思うんですが、いかがですか。

伊藤委員 その事業を主体的にやる団体が出たとしたときに、100パーセントその事業にかかわる話になっちゃうでしょう。そのときに、今みたいなのがないと出来ないということになる可能性がなきにしもあらず。

久塚座長 では、その団体によって全面的に、例えばそういう事業にかけているようなこともあるわけだから、予算との関係、コメントの3番目の一番下の2行、それについては設けないということでもよろしいですね。

宇都木委員 これは総合判断というやつなんだよね。

久塚座長 結局応募資格ですから、最終的にプレゼンテーションをしてもらって、事業化するかどうかというときの一つの材料になるということなんですよ。

宇都木委員 それよりも、僕なんかは、やっぱり経営内容だね。この団体がどういう経営をしているのかということを重視すべきだと思うよね。

久塚座長 そこは提案者の応募資格の中に、例えばどういうことですか。

宇都木委員 あんまり経営がでたらめになっていて、大体このとおりできるのかよ、なんて思われるような経営の仕方をしてるんでは困るわけだよ。これは友達からお金を借りるのはわけが違うから。だから、そこはやっぱり団体として最低限の条件が整ってなきゃいけないことだから。そういう意味では、その予算だとか決算だとか、単年度でよくても借金がいっぱいあったとか、どこかで問題があるのは、明らかに問題があるようなところは、そういうのはやっぱりちゃんとしておいたほうが、誰でも、いい加減なところも受けつけるのかという話にならないようにしておいたほうが、いいんじゃないかなというのが心配事です。

久塚座長 そうすると、応募資格というのは非常に難しく、様式を求めて、何らかの形できちっと書けないような状態であれば、そもそも応募資格はないというような形でもなければ、ここに書かれたことで、例えば8番とか7番というのは、うちは違うよとかうちはできるよと言われてしまうと、応募資格ありというふうになりがちで、事務局のほうで資格ない、ありということを判定するのは非常に難しいことになるので、これも様式を揃えるなどとして、2番にきっちり分かるか、1番について、組織の運営の規則などを提出してもらい、予算・決算について提出を求めてというような形で、実質応募資格のところを見ていくということしかないんだけど。今、宇都木委員が発言されたような、本当に出来るんでしょうかというのは、応募資格のところはどう判断すればいいのかというのは、なかなか難しいので、宇都木さん、何か具体的に、こういうことを課すことによって資格がある、ないということが判定できることというのは、アイデアはありますでしょうか。

宇都木委員 一般論ですけれどね。

私たちは、どちらかというあまり疑わないんですよ。だけど、結果責任はどかがとるんだという話は、こういう話は必ず出る話ですから。それだけに入れられるなら入れておいたほうがいい、入れられるものがあるなら。だけど、そのことが制限しちゃって、逆にこんなに厳しくしちゃったのでは対応が出来ないよということになっても困るので、そこ

の調整をどうするかというのは、こういう議論をするときにはいつも必ずついて回るんですよ。

だから、ここでいうと4ぐらいのところまでは必須条件ですよ。後もそうだけど、団体としての日常活動の体裁は。あとは、これは一般的にどこでも制限することなので、これはこれでいいと思うんですけど、この4までのところをどこまで厳密にするかと。だって、暴力団でないとしても、明らかに暴力団は来ないんだもの。明らかに暴力団ですというのは来ないですよ。そのところはそういうふうに。そっちや宗教団体もそうでしょうけれど、4までのところを少し細かくするかどうかということじゃないでしょうか。それもあんまり規制が強くなって、結果的にこれじゃあんまり駄目だねということにならないように。助成金のところはこれくらいでしょう、4番ぐらいのところでしょう。

事務局 それは、基金の助成のほうですよ。基金の助成につきましては、法人格の取得を義務づけていますので、当然そこで法的な要件の定めはされていますので、下段については書いていなかったと。

今回につきましては、基本的に法人格は義務づけていないので、あえて謳う必要があるだろうということで、謳わせていただいた次第です。

久塚座長 ですから5番以下のところは、法人格取得に当たって、色々な規定がありますがすけれども、法人格を持ってない団体にもチャンスを広げるけれども、法人格取得に当たって幾つかの歯止めになるようなものをここに書き込んだという理解でよろしいんじゃないかと思えますけれども、そこは1番から4番までのところで提案する際に、提出を求める各種の書類などをベースに応募資格を判定できるような形を作ってはどうかと思うんですけれども、いかがですか、よろしいですか。

伊藤委員 それは、企業の場合だと、一つの事業を起こすというときに青図を書きますよね。全体、今、宇都木さんが言ったように、一般的なもの、決算だとか予算だとかというものをまず決定。それでそこに投入する資金、それから人間、その人間が青図の中に入ったときに、出来るか出来ないかが分かるわけですよ。それをプレゼンのときに聞かれれば一番いいんだけど、普通のNPOさんが従来と同じようなものをやるんならば、多分できると思うんだけど、新しいもので考えていったときに、本当にその遂行能力というものがあるのかなというところが一番重要なキーになると思う。そうすると金額が結構上まで行っちゃっているから、こけた時に、下手をすると何千万の単位でなくなっちゃう。そこら辺がちょっと、僕が一点気付いたのと、それと私たちみたいな、企業の

中でボランティアをやっている団体がありますよね。そこに百何十人いて、そういうところがこれに参加できるのかなという考えに今及んだんです。

久塚座長 一つ目は、これはずっとついて回ること、どんどんNPOなどに活動してもらおうと思うと、新しいことにチャレンジしてもらわないといけないので、賭けみたいなのところですよね。ですから、毎年同じようにぐるぐる回っている事業ではないものを、頑張ったときに、新しくそういう団体が起こした事業というものが出来るのかなというのが、これはよっぽど気持ちを強く持ってやらなければいけないと。

伊藤委員 なくてもいいとなると、僕たちみたいなのができちゃうね。

宇都木委員 それは、もうそれでいいんじゃないんですか。だから、町内会なんていうのも、町会なんていうのも、ある意味ではそれを想定してやらないと、地域発展のために新しい取り組みをしようという人たちが何かはじかれちゃうというのではまずいから、そういう意味では法人格がなくてもというんだと思います。人格なき団体であっても、そのことはどこかで、例えば伊藤さんのところのボランティアクラブが何かをやりたいといったら、それはボランティアクラブじゃなくて、富士ゼロックスのボランティアクラブだから、富士ゼロックスという看板がくっついているからあんまり心配しないという、そうですよね。

久塚座長 企業の場合は。

宇都木委員 そうなのがあるのと、何かぼっと出て湧いたみたいな、新しい……。

伊藤委員 みんなで集まって、5人ぐらいでね。

宇都木委員 そうなのと必ずしも一緒にならないだろうから、それはケース・バイ・ケースで。

久塚座長 そうすると、NPO等の非営利の社会貢献活動団体というのを、まさに「等」のところの問題になるんですけども、富士ゼロックスという名前が出ましたが、ある会社の看板を背負っているけれども、その会社と会計、別の団体であるとか別の法人格を持っているというふうにみなされるものについては、これは営利企業としての存在ではないというふうに見て、社会貢献活動をしている団体と見ていいんじゃないかなと、私自身は考えますけれども。そこは今後、企業がもろに名前を背負って出てきたときには、審査などのところでよく考えなければいけないということが起こるんでしょうね。閉ざさないほうがいいとは思いますが。

宇都木委員 審査のときに、その辺はふるいをかけたほうがいいんじゃないんでしょう

かね。

久塚座長 そうすると、提案者の応募資格のところでは、記述、この項目は、最初のところ、NPO等の非営利の社会貢献活動団体という明記で、「等」のところでは少し幅を広げるような形をしながら。そして、特に1番から8番までであれば、法人格持っていることを要請しているわけではないですし、一つの私企業の中でのボランティアの団体、ボランティアな団体ということについても、これは企業の中である、あるいは企業で組織されているものであれば駄目だという記述、規定にはなっていないわけですから、応募のところでは特に弾かないと。

逆に言えば、これは駄目だよという表現のほうが難しいんですけどもね。全部潰してしまうようなことになってしまいますので、ここで緩やかにしておいて、実際の事業提案があった後での審査の段階でというふうに、それはなるかもしれませんが、それでよろしいですか。

鈴木委員 応募資格の二つ目のところで、今ちょっと気がついたんですが、予算・決算的的確に行っていることというのは、NPO法に準拠したことを想定してという寺尾さんのご説明だったので、安心して大丈夫なんだろうと思うんですが、NPOというのは、予算とかを立てても、そのとおりにいくことは、はっきり言って殆どない世界なので、この的確にというので、何か変に見られてしまうと、とても厳しい要件になってしまうので、ちょっと気になったので、コメントをしました。

久塚座長 そのとおり執行されているかどうかというので、帳簿上の処理の問題にちょっと近づいたことを表現しようと思ってるんだと思いますが、予算を立てたとおりに執行するというのは、NPOどころか、行政のほうでも非常に難しいことだと、私は思っています。この的確にというのは書類などがむちゃくちゃになってないということよろしいでしょうか。事務局。

事務局 そうです。この的確にというの、予算どおり執行されているということではなくて、帳簿上、的確に記述があると、表記されているという趣旨でございます。

久塚座長 ありがとうございます。

他にありませんか。

宇都木さん、最初に三つぐらい指摘があった中の一つを、私は今、空中に飛んだような気がするんですけど、もう一つあったような気がするんですが。

宇都木委員 これは、実際に区側が事業計画を立てるときにやることだと思いますけれ

ど、何でもかんでもというのが一番大変なんだよね。だから、多分幾つかのテーマだとかが規模だとかで絞るんだと思いますけれど、そういう問題も、やるときにはちゃんと市民に、かなり事前に知らしめておかないと、何だかわからないものがいっぱい出てきちゃって大変だと思うので、そこは心配事の一つです。

議論していただきたいと言った、4番の契約の方法です。これは、一般的に区側でやられている委託契約と通常の企業契約、この一番左側の番号の4番。

久塚座長 ちょっと待ってもらっていいですか。

では、2番のところは、一巡目として、ここまででよろしいですか。

4番に行く前に、もう一つの大きな山、3番でということです。前回の会議で、アイデアだけを出すような対象事業まで含めてどうかというご意見があったんですけども、その3の4にあるように、提案団体が実施可能である事業というふうになっているところが、一つポイントになってございます。

いわば、確かにたくさんのノウハウやアイデアを持っているNPOはあるでしょうけれども、まずは当該事業提案をした団体が、自らその協働の事業を行えるというような形のを求める、そういう対象事業であると。その意味で言うと、新規に何かやってみようというのは、少しハードルが高くなるかもしれませんが、まずはここで出発をしてみてもどうかという事務局の案だと思います。

その他、6まであって、以下のものは除くということで、先ほどご説明があったとおりです。

この大きな3、提案できる対象事業について、契約前のところでご意見があれば。

小原委員 遅れまして、申し訳ありません。

今のところで、そのアイデアだけというのがどんな状態かというのもあると思いますが、可能性として、例えば私たちの「ゆったりーの」のような北山伏のモデル事業なんかは、ここを使って何かをやりたいというのがあったときに、その言っている人がまだ1人とか2人とか5人とか10人ではできないんだけど、この予算を使って、例えば北山伏で言えば、ワークショップをやって人を募って、その後、運営していくのに作っていったという事業だったわけじゃないですか。そういう場合に、言っている人たちが遂行可能かどうかというのは、その時点でその人たちだけでは絶対実施は不可能なだけだけど、その予算をもらって、そういう組み立てをすることでやっていくんだという事業は、アイデアだけでもまたちょっと違うんですけども、何かそういう可能性を持たせてあげないと。

本当にその団体だけが出来るものだと、結局、お金を出すだけの協働になってしまうような気がしているんですけども、そういうものを含めることは出来ないのでしょうか。

久塚座長 それは事業計画。

小原委員 事業計画。

宇都木委員 アイデアと、それを実現する事業計画をつけて出す、予算も含めて。

小原委員 それは実施可能なのでしょうか。

宇都木委員 それが提案制度だよ。

小原委員 それは、実施可能である事業と言えるんですか。

宇都木委員 言える。それは、周りが認めた、これなら素晴らしい、これをやってみましょう、事業になるぞと認められれば事業化が進むということです。

小原委員 それも含めて、実施が可能になると。それでわかりました。済みません、基本的なことです。

久塚座長 最初から、10人、20人、組織体があってということじゃなくて、少ない人数の場合には、審査されるときに、あるいはプレゼンテーションのところでいろんな質問があるかもしれませんが、対象事業としては、自分たちがこれをやるんだということであれば問題ない。

ただ、ペーパーに書いて、こういう事業をやったらどうかという、区民会議ともまた違いますけれども、そういうのは入らない。アイデアだけでボンボン出されても、これはちょっと話が違うでしょうという趣旨の理解でいいですね。事務局。

事務局 はい、そうです。

宇都木委員 アイデアを募集するというのは必要なんだよね。つまり、それが今は事業化にならないけれど、だけど市民参加というものは、それが突拍子もない、今は難しいかもしれないけれども、あと5年ぐらいたったら可能性はあるよねというアイデアというのは、やっぱり出してもらっておいて。だから、即事業化が出来るものだけが提案制度じゃなくて、アイデアの段階だけれども、何か考えているものがあったら出してほしいという幾つかの募集に分けたらいいと思うんだよね。これは、もう後でどこかで議論するのもしれないですけど。そうでないと、市民参加というものの多様な参加性というのがどうも薄れちゃうんじゃないかと。事業可能なものだけということになっちゃうと、かなり当面とか短期、即物的なというか、そういうことになっちゃうので、少し夢を持たせて、アイデアも必要じゃないかなと思うんですけど、そこはどのようなやり方をするかを別にし

ても必要じゃないかなと、私は思いますけどね。

久塚座長 実際に協働ということ考えた場合には、その出発点としてはアイデアがあるんだけど、実際に事業として行う主体がないときに、協働というのはなかなか難しいことになっちゃうから、別の制度といいますか、実際に事業提案ということで、自分たちが担うよと、あるいは協働するよというものの他に、協働事業の提案というようなものは、やっぱり要るんでしょうね。周りにそういう複数のものを揃えて、全体の大きな協働ということが、多分でき上がってくるんだと思うんです。この事業提案で区と一緒に協働するという場合には、アイデアだけで審査にかけてということは非常に難しいだろうなと思いますが、宇都木さん、この中に一緒に提案のものも含めてはどうかというご意見ですか。

宇都木委員 どういうふうにすればいいか、後で整理がちょっとは必要だと思いますけれど、市民事業というのはみんなそういうものだと思うんだよね。自分たちの生活の中でこういうのがあったらいいねというのが出発点だと思うんですよ。だから、こういうことが出来たらいいね、あったほうがいいねということから、じゃそれを事業化するためにはどうするかという、出発点だと思うので、それを僕はアイデアじゃないかと思っているので。

だから、そういうものは今事業化出来るかどうかじゃなくて、そういうものが、話し合っている間に事業化に結びつくかなり有望なヒントでありアイデアであることは違いないので、そういう分野もどこかに入れておいて。直ちに、来年すぐ事業化にならなくてもいいけれど、そういうものをどうすれば事業化できるかという検討ができるようなものを入れたほうが、市民としては夢があって参加しやすいんじゃないかなと思うんですけれど。

久塚座長 その点について。

鈴木委員 それに関して。宇都木さんのおっしゃったことは、まさしくそのとおりで、何かまだもやもやとしているアイデアの段階であっても、ちょっと言ってみて、行政の側の方のご意見を聞きながら、こういうプロジェクトが形をもってできてくるという可能性ももちろんあります。なので、これの仕組みに加えてといいますか、NPOと新宿区の協働に関する意見交換会みたいなオープンな場をもし設けたりすることが可能なのであれば、そういう場には是非来たいというNPOさんを募って、そこに来るときにはそのNPOが行政と協働したいというようなアイデアを事前に持ってきてもらって、そこでちょっとずつ発表してもらったりして、そこに関係するような課を全部呼んどいてもらって、多分寺尾さんとかはとても大変になってしまうとは思うんですけれど、呼んでおいてもらって、一

緒にオープンな場で議論したりというような場がもしできるのであれば、すごく面白い事だと思えます。最初は「何を言っているのだろう」みたいなぐらいの意見であったとしても、それが実はすごく問題を秘めていることで、これを解決したらとてもいい成果が上がるということが含まれているかもしれないので、そういう仕組みというのもあると面白いかもしれないですよ。

久塚座長 そうすると、今出たご意見を、まとめるのは非常に難しいんですけど、一つは、この制度の中に、そもそも自らの団体が実施しなくても、実施に手がつかなくても、提案するという事は開かれている、そっちのほうがいいんじゃないかというご意見。さらに鈴木委員からは、まず行政の側との出会いの場といいますか、意見交換している間に、ひょっとしたら次年度に向けての事業提案というのが動き出す、あるいはNPOとNPOがそこで接触してということも幾らでもあるので、がっちり形になっているものを求めなくてもいいんじゃないか、別のそういう催し物などを複数回開いて、そこから出てくることもあるだろうと、2通りあったんです。宇都木委員が発言されたことは、3の4、提案団体が実施可能である事業ということに関わることなんですけれども、この点は、宇都木さん、この4を外すという理解でよろしいですか。

宇都木委員 いえ、外さなくてもいいと思うんですよ。私はこう思ってるんですけど、現状のというか、この市民活動がここまで発展してきている大きな要因は、今まではサービスを受ける側だった人たちが、今度は提供側に回ったということなんです。だから、当事者がこうしたらいいねというサービスをどんどん提供できるようになったということによって、市民の選択肢が広がったということ、それが新しい市民事業になっているんですよ。

だから、介護保険が適用にならなくなると、素晴らしい介護をやっていて、それがNPO事業として成り立っている訳ですよ。だから、例えば障害者なら障害者を抱えている人たちが、一番障害者のことについて専門家なので、その人たちが今の行政の提供しているサービスの他に、我々がやるとしたらこういうことも出来るよねということ、アイデアを提案する、それが市民の事業化なので、それを何とか区には形として残しておかなきゃいけない、そういうことも入れなきゃいけないので、それをあまり即事業化だけに限定しちゃうと広がりがなくなっちゃうんじゃないかと思って、そのアイデア、ひらめきの部分もどこかで議論できるような、提案ができるような一姿を入れておけばいいのではないかなと思うんです。

これは当事者ですから、当事者が考える新しい市民生活に関わるサービス事業だとかというのは、やっぱり当事者がそういうことを考えつく、あるいは考えることを、それを発表できる場というのか、そういうのがこういう提案制度だと思うので、これはこのままでもいいですけど、そういうものがどこかに含まれるようなものにならないと広がりが出てこないのかなという気がするんです。

久塚座長 趣旨は、すごく分かります。介護保険にしても支援費の制度にしても、確かに行政側との協働、あるいは仕組みの中でやろうとするとなかなか難しいというようなこともあるのですが、そうするとその介護保険や心身の障害がある方たちへの支援以外に、何でもかんでも出てくるということを、どこでどういうふうにひっかけたらいいのかなということが、何となく、多分本当は、気かけなければいけないことにはなってくるだろうと。

ですから、適当にパソコンをたたいて文章化したものをどんどん投げつけられても困るなというような思いもあって、そこをどうすればいいのか…。

宇都木委員 この5番の中に、こういうを含めるということにすればいいんじゃない。

久塚座長 そうすると、提案団体が実施可能である事業ということとはどうなりますかね。

宇都木委員 その下に、先進性、先駆性があるでしょう。その中に、そのアイデアというのか、新しい市民事業の提案を、それは即事業化にならないけれども、そういうものをここに提案できるものを、市民が市民事業としてこういうことをやってみたいねというのを、まだ確実な事業計画は出来ないけれども、そういう……。

久塚座長 これは並列のように書かれているけれども、全てを満たさなければいけないということですよ。

事務局でまとめたときに加わったんだと思いますが、大きな2番と3番の関係というのはなかなか読みづらくて、3番の中の1から6を全て満たさなければいけないのかどれかに引っかかればいいのかというのは、両方含んでいるような印象で議論が進んできたんですよ。ただ、事務局の案としては、これはすべてという意味ですよ。

事務局 事務局のこの案としましては、1から6まで、すべて要件を満たしているということで書かせていただいております。

久塚座長 というふうに、私もこの3番については理解をしていたので、5番を生かすとすれば、4番が消えるのかなと。5番を生かして、まだ当事者たちは実施が不可能であ

る、あるいは実施してない、アイデアだけというのは、それを救おうと思えば、提案団体が実施可能である事業というのが消えざるを得ないということに、どうしましょうかと。列挙して、どれかであればいいということではないんですね。

伊藤委員 今言った4と5の問題というのは、宇都木さんが言われたように、その区のいろいろなやること、区民がやること、NPOや団体がやること、そこを活性化させていくというのか、今言ったように、完全に事業として成り立たせていくのかということがあると思うのね。

私たちも、会社の中では改善活動というのをやっていて、自分が今、改善活動をやった成果が出ているものというのが1番。それから、今もう着手するというもの、それからアイデア段階、こうなったら、こう会社は変わってこうなるね、自分はまだやってないんだけどというのがあるわけ。一応そこまで出さしているのね。

そういうアイデア段階を、今度は誰に帰属するかというときに、アイデアはその人じゃないんだよね。その改善活動の事務局のアイデアなるわけです。今言ったように、宇都木さんの意見でとれば、アイデアがいっぱい出てきたよと、そうしたらこれを全部、寺尾さんのところじゃないかはわからないけれど、こういうアイデアがいっぱい区民から出てきたから、その該当、当該の課ないしは係へこういうアイデアが出てきているけれどどうだと相談できれば、アイデア段階でいっぱい出てもいいと思うんです。

事務局 この事業提案制度の中に、そのアイデアのみのものを取り込んだ場合、そのアイデアが、例えば提案されたアイデアがその後どうなるのかということまで考えて、ある程度仕組みを作った上で受け入れないと、その提案者側からすると、そのアイデアはどうなってるんだという話が出てきますので、やっぱりその後の仕組み作りまでしっかりされてないと、なかなか全体的に理解が得られないと。

一つ、うちのほうで今考えているのは、もう1枚、四つ目の資料の中で、NPO新宿ネットワークということで、ベースは新宿区に登録NPOなんですけども、その中で、いろんなテーマ別も含めた意見交換会をやっていきたいと思いますということを考えています。ただし、ここでは、登録NPOという一つの枠がございます。ただ、将来的には登録NPOはベースだけでも、その中に民間の企業さんと接点がある分科会があってもいいし、登録NPO以外のNPOと接点があるような分科会があってもいいし、その中でさまざまな意見交換をしていこうというふうには考えております。

ただし、アイデアのみの提案といった場合については、提案者としてはその提案につい

て、次のステップをやはり期待するでしょうし、その後の仕組みがしっかり成り立っていないと、この提案制度の中では難しいというのが事務局の考えです。

久塚座長 ですから、もう少し整理すると、4番とか5番と関連してくるので、単純にこんなのがあったらいいよねというのは、先ほどの議論の過程で動きを横に振ってみたんですけども、そういう場合には、これは委託契約の相手方というのは非常に不明確だという形に、提案だけだとなってしまうので、アイデアだけ出してもらって、じゃあそれはどういう事業なのといったときに、あそこにああいう団体があるからといって、強制的に契約を結ばせるというのは、これはなかなかひどい話になってしまうから、契約の相手方がはっきりしてないといけない。金額がどうかについてもあるというときには、提案というものをつぶさない形で、それを事業化するという制度をどこかできちり確保しなければいけないということになってくるんですよ。

だから、宇都木さん、どうですか。先ほどの介護保険のものだとか、こんなのがあったらいいよねという場合に、委託契約の相手方というのはどういう形になりそうですかね。

宇都木委員 二つあると思うんですよ。区と協働というのが一つですね。もう一つは、その市民事業を、市民がそれを具体化して行ってやれるというのなら、区との協働事業というよりも、先行して市民の側が走って、それを区がとりあえず支援する、みんなそういうことで始まっているんです。もともと最初から協働なんていうのは、経験を積まないとなかなかできない。あと、実績がなければ、実際は区も受けつけてくれないわけです。

だから、例えば環境なんかは、家庭のごみを乾燥させて有機栽培している人たちに送って、そこから有機栽培でできた野菜をまた戻してもらおうなんていうのは、最初に始めた人たちなんていうのは、ものすごく行政などにそっけなくされたわけですよ。そんなことはとんでもないと。だけど、それが広がって当たり前になると、それが省資源なるわけですよ。それで、もっと言えば、循環型であるとか言って、それを今は大歓迎するわけですよ。ごみの量も減るし、行政需要も減るし、循環型になるからいいということになるんだけど、そんなの最初始めたときのお母さん達なんていうのは、えらい思いしてやって。だけど、それが学校給食に飛び火して全国に広がっていくと、今になってみればいい事業だねとなるんだけど、そういうのは、最初は事業化なんかは、實際上、なかなか無理なんですよ。

だから、それは場合によっては事業でなくて支援だということだってあるんだと思うんですよ。とにかく提案制度というのは、そういうところの芽をとにかく摘まないようにし

ていってあげないと、完全に事業計画ができないと提案ができなくなったら、かなり限定されちゃって、専門家しか出せないことになっちゃうので。

久塚座長 市民活動の促進にはちょっとどうかなというところで、なかなか難しい表現になってくるんだろうと思うんですけど。例えば私個人が全くこういうことの実施可能でない団体、集団をつくっていて、やる気もないんだけど、提案だけで、こんなのはどうということが許されるんですか。

宇都木委員 それは、そういう意欲のないものは出す必要がない。思いつきでどんどん何かを書いて投書して来るのとは違うんですよ。

久塚座長 そこを見極める方法というのは、やる気があるということって。

宇都木委員 それは審査をすればわかるんじゃないですか。

久塚座長 そうすると対象事業じゃなくて、それは審査の基準ということになるんですか。

宇都木委員 いや、どっちになるのかはわからないけど、これは対象じゃないということもできるだろうけれど、私、今日の午前中、浦和の介護をやっているNPOと話をしてきたんですよ。その人たちは、介護保険の適用事業者じゃないんです。だけど、介護をやってるんですよ。お金出してもいいからやってくださいと。

ところが、その人たちが今度は主役になるんです。介護保険が変わってくると、要支援だとか要介護1が介護保険の対象にならなくなると、しかし、いるわけですよ、対象者は確実に。その人たちはどうするかというと、どこかに頼まなきゃいけないわけです。そういうのを、引き続きずっとやっていって、私たちは介護保険が適用にならなくてもいいですと、そういうことをやっていきましょうといったときに、介護保険の適用でない、そういう事業を協働事業として、私たちと一緒にやってみませんか、そんなものは駄目よという話にしちゃったら、市民生活を支える分野を切ってっちゃうわけですよ。

そういうもので、今度は子どもの問題でも出てくると思うんですよ。障害者も出てくると思うので、その人たちは介護保険があっても、その対象にならない人たちを一生懸命やろうとしているんだけど、これからそういうものが出てきたときに、それはどうかという話にならないように、そういうアイデアみたいなものを。

久塚座長 4番というのは、むしろ審査の段階で提案した団体、あるいはその協働の事業にふさわしいかどうかということを見るということの中で解消していくという話になりそうですか。4番を削ってしまって。

宇都木委員 今、寺尾さんの説明だと、1から6までが全て満たされていないければ、提案に値しないんだということになると、かなり絞られちゃって、専門的集団だとか事業専門家だとかしかならないので、そこはもう少し緩やかにでいいんじゃないのかと、市民のアイデアを。

だから、この中で、この六つの基準の中の二つか三つしか当てはまらなくても。

久塚座長 1番から6番までの、4番を除いたものというのはすごく幅があって、実はその白黒がはっきりするのは4番だけだと、私は思ってるんです。4番だけは、これは本人にその団体が実施可能である事業であるかないというようなことはある程度見てとれる。それ以外は、大体。だから、4番を除いてしまったら、全て満たすというのはあんまり難しくないだろうなと、私自身は思っています。

4番が抜けてしまうと、これは投げつけの、さっき言った、やる気がない私が提案したのを許すというところになっていいのかなと。

小原委員 完全に削除しないで、実施可能である事業として、「 」か何かをつけて、その団体単独ですぐに実施は不可能であっても、例えば継続的にプロジェクトとして、区でバックアップしながら、さらに事業化するように支援すべきアイデアというふうに、幾つか段階的に選んで、ここのアイデアはいいんだけど、この人たちにはちょっと厳しい。だけでもうちょっと煮詰めていくと、例えば区も、それなら場所を貸してあげましょうとか、他にこういう団体もありますよというように集めてあげれば実現しそうな、落とすにはもったいないというような選び方をする段階を作ってあげたらどうかと思うんですけれども、意味わかりますか。

久塚座長 意味はわかりますよ。

小原委員 ちょっと、区民会議の話をもた出しても悪いんですけども、区民会議も、みんなまだアイデアだけ投げっぱなしでは集まる意味がないということで、アイデアを出すときに、だれが大体どのぐらいの予算でどうやったら実現しそうかという、できるだけ具体的にしようとして提案しているんですよ。必ずしも自分が出来ないにしても、このぐらいのメンバーが集まって、こういうふうにやっていったら出来るんじゃないかということをも、みんな提案するようにしているので、提案する条件として、一応実現が即不可能であっても、事業が実現するための予算とか人員とかというのは出すこととして、アイデアだけではなくて、その人がその段階で考えられる予算とか、そういったものまでちゃんと出させて、實際上、その人たちとしてはやる能力がないかもしれないけれど、このアイデア

をもっといろんな団体を募ってやったら出来るかもしれないという、今即採用ではないけれども、継続というか保留というか、要見守りみたいな段階の内容を幾つかしてあげて、もう来年度、それを具体化して出してくださいというような、ランクを分けたらでしょうか。

久塚座長 発言の趣旨は非常によくわかりますが、どういうふうにそれを書けばいいかというのか……。可能性のあるものとして、社会貢献活動団体であるなどを含めて、応募資格があるわけですよ。それで2番をクリアしたと。

今度は、どういう事業についていうかということ、その社会貢献団体だけれども、その社会貢献団体が全く自分のところの活動とは違うものがあつたらいいよねと考えて、アイデアはすごく素晴らしいものを考えて投げつけてきたと。「じゃあ、誰がやるんですか」と、「どこかがやったら素晴らしいよね」という話は駄目なんですか。自分のところは一切関わらないと。提案だけで、自分たちはこの活動はしませんと、アイデアだけは駄目なんですか。

宇都木委員 駄目じゃなくていいんじゃないですか。ですから、そういうのも入れるというんだったら、拡がるだけの話で。

久塚座長 だから、「当該提案団体が実施可能である事業」というのは削ってもいいんじゃないですか。

宇都木委員 それは、もちろんそれは構わないけれど、それじゃあまりにも無責任になってしまう。そういうことでしょうか。

事務局 基本的には、この制度自体が、提案された事業を予算化するという話なんです。そういった場合に、その提案だけの事業に関して、その段階では、当然それを予算化するということは不可能になるわけです。もし、そういった仕組みをつくるのであれば、これとまた別の流れのもの形をつくらないと、ちょっとこの仕組みの中には乗ってこないのかなというのが事務局の考えです。

久塚座長 アイデアをいただいて、予算、市民がいろいろ提案制度みたいな形を出すような形に近くなるんでしょうけれども、できるだけ広くとりたいというのが基本的な皆さん方のお考えだと思うんですね。制限しないように。かといって、アイデアだけというのはとなったときに、この中の書き込みがどうなるかということだけだと思うんですが、その趣旨を生かした表現の仕方というのを、事務局に検討してもらってもよろしいですか。皆さん方の趣旨はよくわかるので。芽を摘まない、それから今から始めようと思ってて、

当該団体だけでは無理かもしれないけれども、NPOが複数集まったり、行政と一緒にあって、さらに仕組みが前に進むことというのは幾らでもあるので、そういうものを自己完結的にその団体だけで出来るんだよということを強く求める趣旨ではない形で、事業というものを対象事業としたいという各委員の意見だと思うんですね。よろしいですか。

宇都木委員 実は、今、やっているんですよ。それに近いやつを。

久塚座長 もともと介護保険というのは、あれは法人格を持たなくてもよいというようなところからすると、都道府県知事の指定事業者というのは出発しようとしてただけれど、ああいうふうに最終的にはなくなってしまったんですが、ただ、独自の事業として、介護保険事業者はいろんなものができることになってるんだけど、殆どそういうふうに行っている事業者というのは見られないので、そういうのを突き動かしていくためにも重要なことだと思うんですね。だからその趣旨で、この4番がこのような文面で、文書で残るにしても、先ほど小原委員が言ったような形での何か表現方法があるかどうかというのを、事務局にちょっと工夫してもらえますか。

そうすると、今度は4番と5番なんですけれども、実施期間で、契約のところですけども……。

事務局 3番のところのコメントのところなんですけれども、こちらのほうのコメントの内容としては、あくまで区が一つのテーマを決めて、それに対してどう応援していただくのか、あるいはNPOが持つ自由な発想で提案していただくのか、あるいはその両方の仕組みを併用するのか、その辺もご議論いただきたいと思うんですが。

久塚座長 コメントのところ、全くフリーなのか、当初はこの3本柱の中でいくよというようなものなのか併用型なのかという点ですけど、ご意見は。

宇都木さん、どうですか。

宇都木委員 それこそ区の中期目標とか、そういうものに関わることで、私たちが書けといわれれば書きちゃいますよ。だけど、それから直してもらうのをわざわざ書いたら、皆さんのところにも、基本目標、基本計画だとかというのがぶつからないようにしなきゃいけないでしょう。

だから、ここはひとつ行政として、区として、何を重点にするかということ、今区民会議なんかでやっているように、中期目標を作るわけでしょう。そういうものの中に織り込んでいくわけでしょう、この提案制度も。だから、あと3カ年計画でどういうまちづくりをしましょうかといったときに、そのまちづくりの柱に関係することから始めましょう

とか、それは政策選択でやってもらったらいいと思うんですよ。そうでないと、ものすごいですよ。区民会議と同じですよ。公募でやれば、幾らでも出てきますよ。無限に、と思いますが。

久塚座長 各箇所と同じようなものがたくさん出てきますよというご意見ですが、鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 どちらもあったなら、きっと可能性がいろいろ広がるんじゃないかなと思っています。テーマを出されたところで応募してみるというときの発想と、全くない中で、こういうのはどうだろうとやってみると、多分出てくるアイデアの幅というのが全然変わってくると思うので、これは多分試行錯誤しながらになってしまうとは思いますが、両方やってみて楽しいだろうなとは思っていて、その下に書いてある実施期間との関係で、提案してもらった場合に、単年度で終わらせちゃうというんだと、ちょっと急ぎ足で、ちゃんとこの協働事業ができない可能性が、むしろあるような気がするので、この予算、行政さんの予算も2年先の予算をどう決めるのかとか、ちょっとそこまでは私もわかりませんが、長期間で見られるような仕組みというのが、同時に区のほうでつくっていきけるのであれば、先ほどから皆さんからいろいろ出ていたようなアイデアを吸い上げて、それを事業化できるようにしていくということも、それと深く関係のあるところだと思うので、そこで広く応募してもらって、そこで実際にできるのか、ちょっと協議を何回か重ねる中で、じゃあ予算化、これぐらいしたらいいかなという話までして実際に進めるというような長期スパンで見ると、この二つの違うタイプのものをやるのかなという意味でなんですけど。

久塚座長 ありがとうございます。

それは事業でいうと、委託契約の当該年度まで以降のところに関わってくることなんだけれども、1年ということが入っていると。

事務局 期間につきましては、今事務局の案としては、4～5月ぐらいに公募をかけます。実質的に、区の予算として計上するのが、10月ぐらいまでに固めてなきゃいけないということなので、その間、約5カ月間ぐらい、選定された後に各事業課と協議するようになります。実質の実施については、翌年度の4月から、またそのさらに翌年度の3月までの期間の実施ということで、事務局案ではつくらせていただいています。

久塚座長 継続、2年とか3年ということは考えてないということでもいいですか。

事務局（林課長） この資料1で見ただけであれば、新たな事業化するものと、既定で

事業をやっているもので、その中で見直しして解決したほうがいいというアイデアとか、また新しく事業を立ち上げるものがあるとか、こういったいろいろとバリエーションがある。

それで、先程も寺尾が言いましたけど、区の場合は予算・決算が1年ですから、それが継続してやるもの、事業計画、3年計画でやるもの、これはその中で評価、講評とか、そういった結果の公表とかがありますから、それだけこれが必要なのかどうか、やっぱり区のほうとしてもこれはもう単年度でいいものもあるだろうし、これは引き続き充実していったほうがいいものもあるだろうという判断が、またこういった支援会議とか、そういった形の中で話し合っただけのような場になっていけば、仕組みとして残っていけばいいのかなと。

だから、今どちらかというと、全部新しい事業と考えている面もあるかと思うんですけど、既存の事業の中でも大きく変えていかなきゃいけないという事業もあるかと思うんです。我々も万全とはいけないかもしれませんが、区のほうとして毎年、毎年やっているから、そのまま継続してやってきている事業だと、やはりこういった形のやり方で変わるんじゃないですか、もっと経費なんかは安くなるんじゃないですか、もっと対象が増えるんじゃないですか、そういったものも今回の協働の事業提案制度の中では重要なポイントなのかなと、私なんかは思っています。

ただ、契約というのは、あくまでも単年度になる場合と5年計画になるものとか、中期、短期という形の中での、それはその動きの中で。我々が背負ってますのは、もう事業が要らなくなれば、すぐやめなさいという、一つの事業の見直しというのが非常に大きなテーマとして、我々管理職にあるわけで、やっぱりそこら辺のところもあるわけです。

ですから、絶対アイデアがいっぱい集まってきたとしても、それはなかなか実現できないと、区全体の環境の中でできるものもあるだろうからという思いはしています。ただ、自由にいろんなアイデアをもらって、その中でどう選択していくのかと。我々は、今までずっとやってきているのは、井の中の蛙で、そういった視点も柔軟性にも欠けている面が非常にあるかなという面で反省しているところがありますので、それでまたNPOとかボランティアとか、そういった方たちの現場の目を見た視点というのが非常に生きてくるのかなと思います。

さっき宇都木委員のおっしゃいましたように、やはりそういった視点からの事業展開というのは、これからも行政に必要なこと。同じお金を投資するのであれば、当然に有効的に、また将来的にもいろいろ有意義に使ってきたいという、税金ですから、そういうふ

うな視点に立ってどうかなというふうに思っています。

事務局 こちらは単年度と書きましたけれども、単年度の事業で終わりということではないんですね。よその自治体等へ行ったときも、いいものについては、これは既存の事業化で、一般の事業として行われていくんですね。したがって、この提案という形で受けるのは単年度だけでも、その中で複数年にわたってこれはやったほうがいいんじゃないかというものについては、もうそれは各所管課の事業として行われていくという形で考えています。

久塚委員 行政の側から吸い取って、それを協働の形をとりながら進めていくというのが形を変えていくということになるわけだろうと思いますが、鈴木委員から発言があったように、併用ではどうだろうかという意見ですが、宇都木さんは、最初にあまり広げないでというようなご意見もあったんですが、併用でどうかということについては、宇都木さんはどうですか。

宇都木委員 併用でも、別に構わないんですけど、つまりある意味ではアイデア的なものが併用のものに入ってくるんですね。実効性が高ければ高いほど、将来に続くということになるんだと思いますよ。だから、両方あってもいいと思いますけど、その場合のものの整理の仕方というのは、やっぱりちょっと受ける側がしておかないと、見て積まれちゃうというでは、二つの引き出しがあって、こっちは実行可能、こっちは実行不可能と、それに入れられちゃって、絶対に開かないというのでは、これがあんまり意味がないんで。だから、そういうことが議論の俎上に乗るような併用なら、私はいいと思いますよ。それでは、せっかく出した人たちが可哀相でしょう。

実際は、例えば区議会というのがあるでしょう。この議会を通して、そういうアイデアというのはどんどん出されてきて、それで実行計画がなくても、議員が、そういういろんなことをやっているわけですよ。これは市民のアイデアなんですよ。アイデアを強権的にだれかにつくられているというだけの話で。

だから、そうじゃなくて、本当に市民のレベルで議論して、これはアイデアを事業化していくと、そういうことが可能な併用なら僕はいいと思うけど、その引き出しに入れっ放しにならないようにしてもらえばいいと思います。

久塚委員 だから、併用する際に、二つ、やっぱり自由な提案のほうで心配事があって、一つは、私どもを含めた委員会が、その自由提案に近いようなものを整備して、優先順位をつけるなどして考えていくのかと。

もう一つは、膨大に出てきたときに、可能性はあるでしょうけれども、どういう裁き方をするのかという、逆に粗末な扱いにならないかなということが心配なので。ただ、それを恐れていて、こちら側が、区の求めている提案だけということを経験からやると、わざわざ協働のこういう支援会議とか昔の策定委員会だとか、何かそういうのをつくる意味もなくなるような気がするので、やっぱりどちらかということ、ばらばらにならないことを考えながら併用がいいと、個人的には私は思いますが、ただ整理は大変なことになるかもしれませんけど、ほかの委員の方はどうですかね。これは理想論に近いのかもしれませんが。大変なことになったとしたら、非常に喜ばしいことということで、併用したけど、何も出てこなかったら、最悪なこと...。また区がやったやつしか出てこなかったら、自由な意見が出なかったら何だというようなことなるんで。いいですか、併用で、両論でいくということで、コメントについてはそうです。

宇都木さんが、委託契約のことでご発言があったので、もう一度繰り返しになりますが、宇都木さん、4番のところでありますか。

宇都木委員 多分、実施段階では振り分けるんだと思いますよね。今の制度で出来るものは、そっちの、例えばこれは指定管理者でやったほうがいいとか、これは委託事業でやったほうがいいとか、これは何かほかのうちのやつでやったほうがいいとか、そういうふうには実際はなるでしょう。ここでいう委託というのは、そういう意味なんじゃないんですか。事業の内容によって、契約の仕方がいっぱい変わってくるんじゃないかと思うんです。

つまり、僕が心配しているのは、いいアイデアで、事業計画も良かったんだけど、今うちにはそれを実現する契約の手法がないから駄目ですと、こういうふうにならないようにしてほしいというのが趣旨なので、お金に関わることだから、いろんな規制があるので、心配はそこのところですよ。

久塚座長 だから、一緒にやっていくといったときに、民法のどの契約の類型に当たるかみたいなことを考えたときに、どれにも当てはまらないような、ふにゃふにゃした関係というのは、実態上、出てくると思うんですね。

ただし、契約を結んできちっとやるといったときに、非常に難しいことも実態としてはあるだろうと。だからといって、自発的に社会貢献活動をしている団体の希望とか芽を摘むことがないようにということですけど、事務局もこの点は特に問題はないですか。宇都木さんが言っているようなことについてはどうですか。

事務局 確かに、契約については、当然、先ほど課長のほうから話が出ましたけども、

その金額によって一定の対象というのは制約される場合があります。現在の契約の形態自体は、それは遵守しなきゃいけないので、その中で実際にその対象になった、法的に正しい形での契約なり、その金額の設定なり、という形になろうかと思えます。

契約形態としては、基本的には、この事業提案制度については委託契約になろうかと思えますけども、ただここの契約の前段の、その仕様づくりとか、そういった前段の企画とか、そういうものについては各事業課、一つの事業課だけじゃないかもしれませんが、そういった中で一緒に作り上げていくという形で考えています。

久塚座長 宇都木さん、これも進めていかないと、やっていく途中で。

宇都木委員 問題は、規定によって、これはいいんだけど、うちに当てはまらないから駄目よとならないようにだけ注意してやらないと、そんなことは滅多にないと思えますけど、時に会計課がうんと言わないとかね、そういうこともあるので……。

久塚座長 そういうことを通して、会計の仕組みとか、そういう予算というのを逆に見直す機会もあるかもしれないんだけど、そっちばかりじゃなくて、自分の側に会計とか契約の仕組みを、すべて承諾しろというんじゃなくて、理解をしていただかなければいけない面というのも出てくるんだろうと思うんですね。だから、環境づくりを、一定の様式に合わないから駄目というやり方じゃなくて、お互いにいい関係をつくっていくことを目指して、出来るようにしていただきたいという趣旨でよろしいですかね。

事業額ですが、事業の上限額の定め、200万から300万ということですが、ここはいいですね。

宇都木委員 全体の額が問題なんですよ。

久塚座長 全体、さっき言ったのは、1億数千万の中の幾らかとか1,000万の中の幾らかとかということで、全く意味が変わってくるんだよということで、事務局は今の指摘についてはどうですか。

事務局 そちらの内容については、項番の10番の予算の担保のところになろうかと思うんですけども、基本的に各自治体の行っているものを見ますと、あらかじめこれ用の予算枠をとっているところ、それから実際に事業が決まってから予算計上していくものというように、2通りございます。

ただし、基本的には、予算枠を事前に設けているところというのは、現行横浜市しか、今制度がないのかなと。横浜市につきましても、これは3カ年の期間限定のことということでやっておりますので、経常的にその枠をずっと持ち続けるというのはかなり難しいの

かなという気はしています。

ただし、逆に、その予算枠がないという分、ある意味各事業課がそれだけ計上して実施に結びつけられれば、それ以上の金額もできる可能性はあるということになりますので、事務局としては、提案数については、前段で各テーマごとの数の指定は、やはりさせていただくことになろうかと思えますけども、その中の金額については、例えば10事業なら10事業という中で、その総額は幾らになるかということについては、それは各事業課が予算化できるかどうかということに結びつくんだらうと思えます。

久塚座長 宇都木さん、どう思いますか。

宇都木委員 いいですよ。いろんなやり方がある。だけど、これは全体を通して言えることだけど、多分相当意識改革が迫られてくると思うんですよね。既存の事業を選択する価値観を変えなきゃならないところがたくさん出てきて、それをお金のないことを理由にして逃げているというのが今までのやり方なんで、そこをどういうふうにするかというのが大問題だと思うので、寺尾さんに頑張って、皆さんに説教してもらって、研修をやってもらって、そうしないと進まないと思うんですよね。

予算というのは大事なことから、無限にあるわけじゃないけれど、どういうまちづくりをするかという、そのまちづくりに対する価値観、大きく言えば変更ですから、こういうものを見て新しいまちづくりをやるという意識になったときに、既存事業の見直しと新規事業と組み合わせているんなことができるように、だからやりましょうよというところと、そこに踏み込めないところとの差が大分出ちゃうんじゃないかと思うので、そこが心配なんですよね。

久塚座長 これは、進めてみないと分からないんで。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 今の事業の中で、単体といたらおかしいんだけど、一つの課に属するものというのは簡単なんだけど、多分区の中の何課、そこに横断的に入っちゃうような部分があると思うね。そういうときに、今言ったような予算枠の問題だとか、どこがその調整をしてくれるんだとかというのが出てくると、そこがうまくいかない、いいものはできないような気がするのね。

事務局 基本的には、一事業課でおさまる事業は殆どないと考えてます。各区の、そういった内容を見ても、大体2課もしくは3課というところにまたがっていくということになって、その課同士も一緒に調整しながらやっていくというのが、この提案制度だと思

ます。

ただし、予算計上する上では、どこか一つの中心となる場所を決めなきゃいけないので、その三つなら三つの課の中で、そのなかの一つが中心となって予算要求していくという形で考えています。

久塚座長 公益法人とNPOの関係みたいなのが、省庁の認可の問題なんかでずっと言われてきたことを踏まえて、NPOだとか協働の話を進めているはずなので、ここでまた一つの部署というふうに縦割りになってしまうということに埋没しないようにしなければいけない。基本的には、もう複数だという認識のようです。

よろしいですか。

もう少し先に、審査の方法ですが、プレゼンテーションのところでは、これは基本的にご了解いただいていると思うのですが、そのコメントのところ、事務局のほうからプレゼンテーションをしているということは情報の公開ということなただけけれども、その当該団体が持っているノウハウなどが事業化されないときに、そのノウハウやその知的財産と申しますか、そういうものがどこに帰属するかというような問題が出てくるけれども、心配はないだろうと。最終的には、区の財源を拠出する以上、その審査の過程は区民に対して透明性を保つ必要があるということから、プレゼンテーションでいいんではないかということですが、この点についてはいかがですか。

小原委員 意見と申しますか、この検討プロセスの中で、NPOと担当課は話し合いという、ここがすごく大事でもあり、時間も掛かる場所でもあり、これはどのぐらいのプロセスと時間と回数等を考えられているのかなと。

久塚座長 一連の流れの中の検討プロセスのところで、どれぐらいの、いわばいきなり既製品を持ってきてサイズが決まるんじゃなくて、お互いに作り上げるという様な趣旨を踏まえるならば、検討のプロセスということを大事にすべきだろうし、そこにどのぐらいの時間を想定してますかという質問でいいですかね。

小原委員 それもありますし、さっきおっしゃったように、いろんな課にまたがっているわけですね。それで、あと、多分やっているうちに、何々課としてはもうちょっとこういう部分も加えてほしいとか、それはこういうことならいいんだけど、この部分はちょっと区のお金を使ってやるのはまずいとか、いろんな調整が出てくるというふうに予想されるんですけども、審査で絞って、その絞った部分の中でそういう調整をたくさんして、そして最終的にその中からまた何個か選びということが書いてあるんですね。

久塚座長 技術的なことと手続きの中での絞り込みのことだと思いますが、事務局。

事務局 その各主管課、当然一つの課ではなくて、複数の課がまたがって調整していくということは、先ほど話したとおりです。

まず1点目、その期間なんですけども、先ほど申し上げたとおり、10月ぐらいが予算計上する上のタイムリミットということから逆算すると、この提案の受付、それから公開プレゼンテーション、それから事業の決定まではできるだけ速やかにやる必要があると思っています。例えば、今考えるに、5月末ぐらいまでにある程度のその選定が終わっていなければ難しいのかなというふうに思っています。したがって、6から10月の大体5カ月間ぐらいの間にその調整というのはしていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

それで、選定されたものの位置づけ、その中で協議をする中で、提案された内容について、やはり当然変更を求める、求めなきゃいけないという部分もあろうかと思っています。その変更していった形で事業の実施にたどり着くというものもあるかもしれません。

場合によっては、実際にその形では事業に結びつかなくて、翌年度に持ち越してしまうものの中にはあるのかなという気がしてますけれども、ただ今まで導入している自治体を見ますと、基本的には一部変更を求める場合があるけども、一応それについては事業化されているというのが各自治体の取り扱いになってますので、新宿区においてもそれについてはさほど心配なくて、大体、一部修正は伴ったにせよ、基本的にはそのNPO等が提案した内容の趣旨に基づいて事業が行われていくのかなということで考えています。

久塚座長 小原さん、どうですか。

小原委員 出来るのかなというのが率直な感想です。

募集はいつですか。

久塚座長 4月。

小原委員 それで5月に、1カ月で応募するほうも事業計画を出さなきゃいけないわけですね。

久塚座長 毎年拝見していると、当然私たちの文科省の申請というのも、お知らせが来て、1カ月ぐらいですぐ計画出せという話になるんだけど、今年出せなかったからといって、また11カ月ぼやとしてるんじゃないかと、日頃からやっていますよ。

小原委員 そうすると、せっかくのこの事業提案制度なんですけれども、何かちょっとして助成金と変わらなくなってきちゃったみたいだなと……。

久塚座長 だから、小原さんが発言した趣旨はそこにウエートがあったと思うんですよ。1カ月で審査が始まって、結論が出た部分、団体等を行政との調整だと、話し合いに時間をかけていると。実はそうではなくて、プレゼンテーションを踏まえて、事業化するかどうかは別ですよ。行政といろいろ話し合う中でアイデアが固まったり鍛え上げられていたり、お互いに育っていくというようなことを見れば、そこに少し時間をかけていいのではないかと。

ただ、その意見はもっともなんだけど、この事業提案制度だけがそういうものじゃないんで、日頃から行政と接したり、あるいは行政も意見を言ったり、いろんなことを通じて、機会はあるだろうから、ここだけが全てではないんでということに、多分なってくるんだろうと思うんですね。やはり、1カ月でもってやって、結論が出たものについて、出したものが、お役所との関係ですとやっていくと。

小原さんは、むしろその結論を出す前に、そういういろんなことを教えてもらったり、あるいは指摘されたりするような、後で採用されるかどうかというようなこともあってもいいんじゃないかというご意見ですよ。

小原委員 ですから、5月までに選定するときに、もうその実効性のある、即実行できるものと1年ぐらい調整をした中で、来年度再提案を是非してほしいというような形でたくさんの課と、その人たちに肉づけしていくようなものが継続できるような、その会議のための予算というのを、そういう部分もとってあげて、何か育ててあげるぐらいのものがないと、今は何もやってない市民が、今度こういう制度があることによって、私たちの地域でこういうことをやってみようかということが出てこないですよ、と思いました。

久塚座長 だから、少し厳しい言い方をすると、やる気を起こさせるような仕組みをつくらないと、そもそも出てこないんですよ。それは、お金の問題だけじゃなくて、こうなればこうなるとい目標がないと、やってみようという気持ちが起こらないという、これは事実なんで、そのためには日頃から行政と市民が接点を持っていて、ここをこうやったらどうなるんですかねということ発言できる場所がない。

ですから、この場所を利用して、あるいはこれの周辺のところにそういう形で市民なり団体が要望を出したり、あるいは日ごろから相談に来ていたり、あるいはこちらでつかんだ、そういう団体ともっと接触をするという幅広い仕掛けが要るだろうということですよ。

ただし、予算で動いていくというと、もうきつきつのところで、事業が一つの課であれ

ば時間はかからないと思うけど、まさにNPOというか、こういうものは複数のところに重なるということだと、それだけでたくさん時間がかかるということになるので、そっちのほうから逆算していくと、1カ月でしかないのかなということなんですがね。

宇都木委員 実際には、第1番目は、この制度の説明会ですよ。要するに、そういう市民の中にこの提案制度とはどういうものかということがなかなかわからないから、今区民会議の中間答申みたいのが出たら、出張所単位で何か地区協議会のなかで部会みたいなのを持つんでしょ。そういう中に入れていって、来年度からこういうことをやりますよ、今年からもこういうことをやりますよ、それで提案できる人はやってくださいというような説明会をやらないと、どういうものをどうしていいかといったら、それこそ専門家のことになっちゃうから、市民参加だとか協働だとかという、具体化が絵に描いた餅みたいになっちゃって、反省ばかりしちゃうんだよね。それが一番悪いことで、片方しか分かってないことが一番不幸なことですから、そういうのをきめ細かくやるのが、実はこの制度をより充実したものにさせるんだらうと思うから、最初はそこから出発するんじゃないんでしょうかね。そうしないと、なかなか難しいんじゃないですか。

鈴木委員 それと関連して、その説明会だとか、あと公開プレゼンテーションも含めてなんですけれども、NPOの団体の人たちが、幅広い人たちが参加できるような時間帯とか場所とかで、是非開催をしてもらったらなと思います。

去年、審査をした助成金のほうのですと、公開プレゼンテーションは平日の昼間、区役所という、NPOからするとちょっとハードルを感じるような設定だったのかなと、振り返ってみると思うところもあるので、そういう意味では平日の夜とか土日とか、日曜日はあんまり集まらなのかも知れないですけど、ちょっとそういう工夫とかも必要なのかなと思っていました。

久塚座長 審査の方法は、基本的にはこれで進めて、それプラスですが、私ども、最終的にこういうものを含めて、区のほうにさまざまなことを書き込んでいくときの一つに、こういう単年度であるとか、あるいはその審査から漏れたとか、あるいは審査にそもそも乗りそうもないようなものをどういうふうに育てていくのかなという課題のことをうまく書き込み、そしてそれが制度化するような形で別に考えていくということになるんだと思いますね。ですので、それを是非考えていただきたいということです。

あと、審査の基準、7番ですけども、この基準、協働の必要性和事業の現実性、これが資料3で担当事業課名から始まって、横に長いものですけども、「提案に対する各担当課の

各評価項目ごとの考え方を『各担当課意見』欄に記入してください。」というのがあって、評価にあたってのポイント、そもそも協働が必要かどうかと、事業がどれくらい実現するのかという項目になって、その評価にあたってのポイントを踏まえて、各担当課が意見を書くというものとセットになっています。

宇都木委員 大変申しわけないんですけど、これはできるだけ抽象的なほうがいいですね。最初は、あんまりきめ細かくしすぎちゃうと、該当者がなくなっちゃうというのがたくさん出てくるんですよ。そんなに提案力があるわけじゃないんですから。だから、書類審査でみんな落ちちゃうなんていうことになりかねないですよ。

今の助成金の申請を見ていただてそうでしょう。普通からいったら、みんな落ちちゃうみたいな、そんなことをやって落ちちゃったら、趣旨が生かされないからというので、ある程度はカバーしてフォローしてやってるんですけど、これもそうだと思いますよ。

ただ、ここに書いてあることは、最低限必要なことなんでしょうけど、あんまりきめ細かくやっちゃうと、こっちを見て出さなくなっちゃうね、提案する側は。そういう可能性も無きにしも有らずなので、むしろ提案を促す意味で、あまり基準というのは細かくしないほうが、何か後でまた段階的に追加していけばいいことですから。

久塚座長 協働の必要性と協働の実現性が審査の基準になりますというような程度ということですか。

宇都木委員 ここに書いてあるやつは、これぐらいないと、やっぱり無理でしょうけども。

久塚座長 この七つの点はいいと。この事業化の、このポイントみたいなところまではオープンにしないということで、宇都木委員の意見はそういう理解でいいんですか。

宇都木委員 だから、外から見れば、それで事業になるのかよというぐらいでもいいと思うんですよ。企業が出すという、新しい開発の企画書と同じように考えたら、それはなかなかね。第一、多分その書類が出来ない。だから、私たちはこう考えるという、ある意味では思いみたいなものがずっと出ているぐらいのもので、それでこんな事業計画と言えないよねということなんか出てくる可能性が、多分あるんだよね。でも、その人たちは一生懸命なので、それでそれはやりながら教えていくというか、勉強し合っていくということにしないと、それでは。

久塚座長 この審査の基準というのは、例えば大学なんかでいうと、その試験の結果の何とかの基準という、ボーダーというのは受験生にわかるような形で、基準というのをあ

る程度出しますよね。これはこちらの基準ということですから、団体にどういう形で審査されますよという、要はその募集に対して応募する側のということが審査の基準になるんだろうかと、当然知りたいわけですから、これも表に出てくるという理解でいいんですか。

事務局 こちらのA4の横のシートなんですけども、「評価にあたってのポイント」の部分までは、募集をする際に、こういう基準で選びますということは公開するというふうに考えています。

久塚座長 それとの関係で、宇都木さんが発言をされた、その細かいというか、もっと抽象的じゃないと困るよというのは、具体的にそれは横長のシートのところでいうと、どこというご指摘がありますか。それとも、事務局のほうでもう一回、抽象度が高いような形の工夫をしてくださいというご発言というふうに理解すればよろしいですかね。どうですか。具体的に指摘箇所というのはありますか。

宇都木委員 例えば、この7番の「地域課題、社会的課題」とあるでしょう。「地域課題・社会的課題（ニーズ）を捉えているか」とありますけど、地域課題なんていうふうに思わないで、自分たちでやりたい課題なんですよ。多分一番先に出てくるのは、こういうことをやりたいね、こういうのがあったらいいねと、それが地域の課題かどうかというのはそんなに考えない。多分、社会的課題も同じだと思います。ニーズはありますというのは言えるでしょう。だけど、マーケティングをやってニーズ調査を出してくるわけじゃないから、そのニーズというのは、我々が考えたニーズと、こういうふうになるわけですよ。だから、そういうところを、その辺まで、このようにもってきたら、最初にもう文書審査のところでどっと落ちちゃうというところがいっぱい出てくるんだと思うんですよ。

それを、実は少しずつ、そうじゃなくて、こういうことにしたらどうですかああいうことにしたらどうですかというのは、本当はやりとりしながら、この人たちのプレゼンテーション、例えば企画書をつくる能力をつけさせてあげるんだろうけど、それが実際ないと、バサッバサッバサッと、こうなるわけですよ。だから、そこはあんまり四角四面にきちきちやっちゃうと大変じゃないかなというように思うんですよ。

最初は、多分予算の見積りなんていったって、そんなに細かくやれるところなんていうのは、相当大きな団体じゃないと無理ですよ。だって、それは、例えば何か事業をしても、人件費がどうなって、1年使う材料費はどうなってとか、そういうことを全部見積もりしなさいといったら、大体そこで、助成金のあれじゃないけど、全部落ちてしまう

みたいなこと、そんなようなところに近いものが出てくるというように私は想定するんですけど。

久塚座長 悩ましいことですね。要するに、どう考えていいのか。

ただ、審査をするときに、あまり抽象的だと、なかなか基準というのが見えにくいので、区民に対してこういう形で審査をしますよとかこういうところにウエートが置かれますよというのは、開かれた形である程度明示的であるほうが望ましいというのは一般的な考えですね。

宇都木委員 それはそれでいいと思うんですね。だけど、これを分からせるための、ある程度の勉強会みたいなものは。

久塚座長 そうですね。

宇都木委員 多分、どこでも何回かそういうことをやっていると思いますよ。僕が知っているところでは、もうそういうことをやっていますよ。何回か行ったり来たり行ったり来たりしている。

久塚座長 説明会をですね。だから、介護保険の事業化のときにも、小さな公民館なんかでそういうのをやりましたものね。だから、私は寝たきりにならないとかいう高齢者もたくさんいて、いやそういう話じゃないでしょうという説明も随分したんですけども。

だから、この形で了承していただけるのであれば、区のほうに、やっぱり育てていくという意味で説明なり、あるいは相互理解なりを重ねていくという機会を、まず是非作っていただきたいし、それは作るべきだということだと思いますね。そうじゃないと、方法がない。いつまでも、その予算書も書けないような団体にずっとケアをという話でもないだろうと思いますので、それはお互いに関係を作っていけば、そのうちお互いに力がついてくるだろうと。

この資料3について、もし文言で何か明らかにというのがなければ、これをそのまま採用という形でよろしいですか。今はもう4時で、時間に……。

伊藤委員 この3番の、今書いてあるのは、それでいいんですけど、普通のものという、大体継続性というものがあると思うんですね。予算をつける場合、単年度なので、継続性というのは書かれてないと思うんですけど、この予算をもらって、まず1年目、設備投資をいろいろやったけど、その後、いろいろやっていく中では金がかかっていくというようなことがあると、継続性というものが問題にならざるを得ないんじゃないかなと思うんですね。

それで、いろいろこれに携わって、事業を起こす人も、この1年だけで終わるなんて何も考えないと思うんですよね。10年だとか5年だとかは考える、それを発展させていくというものが、その地域じゃないだろうけど、区民のニーズに即しているものだと思うんで、それで継続性というのはどう考えるのかなという疑問を思うんですけどね。

久塚座長 継続性という項目を入れたらどうかということですが。

宇都木委員 あるいはこの「実施能力」の中に、事業を継続をできるという方法について述べよとか、そういうふうにして、伊藤さんが言われるとおりであって、1年じゃこれは無理で、単年度事業なんていうのは、提案制度ではあんまり大したものじゃなくなっちゃうよね。

久塚座長 継続性について、どこかの欄で別に起こすという、事業の継続性というのを、事務局、何とか……。

事務局 審査委員はプラスアルファ。

宇都木委員 大変申し訳ないんですが、かなり専門分野にわたる場合は、ここの委員会が審査する事項と、それから事業の、その専門分野にわたる審査事項とちょっと違うことになると思うんですよね。

そこは、我々のほうでは、どっちかというところ、これは協働だとか、その団体がやろうとしていることの社会的な意義だとかというところがかなり基準になるんでしょうけど、その重要性、その事業の内容については専門家の意見を聞いておかないと、これは担当課から出してもらうこともあるんでしょうが、そここのところの按配をかなり詰めておかないと、我々がイエスと言ったって、事業課がノーとなったときにどうするんだとかね。

事務局 こちらの提案につきましては、申請があった段階で、関連しそうな事業課にはこのシートを全部に配付して、事前にその内容についてのコメントを全部書いてもらうということで考えています。コメントをもらったものを、ここで審査委員になられた方にそのシートをお渡しして、それでプレゼンとあわせて評価をしていただくというような形で考えてますので、各委員の審査をする段階では、関連する部署のすべてのコメントが入った状態のものを事前に見ていただくというものを前提としています。

久塚座長 だから、9番の「提案から事業実施の流れ」の上から三つ目の「担当部署意見書作成」という後にプレゼンテーションがあるというのは、そういう趣旨だろうと思いますけども、審査委員の中にプラスアルファと入れるということを含めた宇都木さんのご意見だったと思うので、プラスアルファ、例えば誰になるのかということは別にして、こ

こだけでという、この委員会だけでなく、関係する課とか、本当はまだあるでしょうけども、お役所に入ってもらうことはどうでしょうかということで、入ってもらってよろしいでしょうか。やはり、こだけでやりましょうか。

宇都木委員 どんなものかね。

久塚座長 書類はもらうと。もらうけれども、審査委員。

宇都木委員 私の知っているところだと、事務局が評価してきちゃったら、半分は終わりだものね。それを覆すというのは、相当我々独自の調査能力を持たないと、専門家の意見を変えるというのはなかなか難しいね。そういうことになっちゃうでしょう。だから、最初はそういうことがあってもしょうがないんだろうけど。だから、ある程度の審査のウエートで、半分半分ぐらいにするのか、それとも専門分野の人たちのやつを60%ぐらいにして、この委員会はそれを客観的かどうかということを見るというのが40%ぐらいにするとか。

久塚座長 事務局のプラスアルファの意識としては、もう同じ資格で、お二人ならお二人に入ってもらって、同じ情報をもとに審査してもらおうという理解で、こちらは理解していいわけですね。

事務局 私のほうで今考えているのは、区の担当部長なり担当課長、そういった者も、やはりそこに入っていた方がいいのかなという気はしています。当然、各所管課の専門的な意見を反映させないと、審査で通ったけども、実際に事業はできなかったという事例が発生してしまいますので、やはり区の職員、専門家も入っていた方がいいのかなと。

ただし、あまりそこにウエートを重くすると、あまり意味がなくなってしまうのかなということがありますので、主体はこの支援会議の委員の方プラス2なり3なりの区職員、担当部長になるか担当課長になるかわかりませんが、そのような構成で、持分を同じ配点で評価していくのがいいのかなというのが事務局の考えです。

伊藤委員 専門家というものとのらえ方、区の職員さんと言ったらおかしいんだけど、そこが本当に専門家なのか。予算づけなんかの企画書をつくるのは専門家かわからないけど、もっと専門家ってどこかにいるんじゃないですか。例えば、小原さんの仕事だったら、区やなんかよりも、もっとそういう子育てやなんかを知っている人がいるんじゃないか、それからまだほかの仕事であれば、もっとそういうのを専門にやっている人が、僕は専門家であるのかなと思っただけ。

事務局 そういう考え方もありますけど、そうすると出たテーマによって評価委員が変わるということになるんですね。

久塚座長 オブザーバーじゃないけど、専門家の意見を聞くということで。

事務局 その専門家が採点はしないで、それに対して講評をするということは一定の意義があるかもしれませんが、その方が採点に加わると、その度に人が変わって採点するというのは、提案された事業の相対的評価として違ってしまいうんじゃないのかなというふうに思いますね。

久塚座長 だから、鑑定みたいなものですよ。

伊藤委員 基準を、これをやるにはこういうことが絶対必要で、これに盛り込まれてるからいいんじゃないですかとか、これで足りないから、ここは絶対に考えて作らないと事業化できませんよと。

久塚座長 その審査に当たって、まず二つあるんですけども、一つはそのプラスアルファ、いわゆる役所の中の人に入ってもらうということについては、それでよくて。ただし、審査委員のほうで、先ほどテーマについての専門性の問題が伊藤委員から発言があって、どうしても専門的な知識の供与が必要なことになった場合には、鑑定という言葉は使わないだろうけど、そういう専門知識の供与を得ることがあるということでもいいんじゃないんですか。何でもかんでもそっちに持っていったら、この委員会の意味がない。丸投げになっちゃうから、やっぱり自立しましょうよね。

宇都木委員 ですから、その専門性が要求されることがあるんだとすれば、時間がかかるんですね。つまり、私たちが勉強して。もっと極端に言えば、区役所の担当課がこれはどうもと考えるのか、市民からの提案というものをこれはどうもという疑問を思っているのか、それとも積極的に何かいいものがあったら一つでも拾っていこうかといって考えるのかによって、まずもって最初のスタートが違いますよね。

だから、我々は、この委員会がそういうことも多少関わっていったとすれば、その話し合いの中に担当制みたいなものを設けて、そういう事業課とNPOだとか市民団体等の事業化に伴う話し合いが持たれて、その中に審査する側もある程度参加して、それでその議論の過程というものを、やっぱり経験をしていって、本当にそれが不可能かどうかというのを見るというのも一つの方法ですよ。

久塚座長 重要なことないですけどね。

宇都木委員 だけど、それがなかなか、しかし現実問題としてそんなのは無理ですよ。

100件が出てきちゃったら、1年やったって無理ですよ。そういう意味で言うと、この基準の問題というよりも、審査の仕方に何か工夫を凝らす方法がいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。疑うわけじゃないけど、面倒臭くなったら、いいや、これは後回し、後回して、事務局にそうとられちゃったら、優先順位もありますと、それよりも今のほうが優先順位が高いということになれば、それはそれでもう終わっちゃうわけです。そういうのを、あえて少しずつでも前に進むようにしてくれれば。

久塚座長 コメントをいただいた中で、事前にそのコメントをいただくわけですから、私ども委員が、ある程度それをきちっとどう扱うかということが一つの仕事になってくるんでしょ。多分、大変な仕事だけでも。

今日は、実はもう一個の議題までいければ、この検討項目一覧をクリアすればと思って、2時間あれば出来ると私は思ってたけど、途中で止まってしまいました。座長を含め事務局での整理の仕方がよくなかったのかもしれませんが。

ただ、やっぱり大きな問題を抱えていることなので、寺尾さん、一旦、8番で切らせていただいて、それで今日意見があったものを上書きするような形にさせていただいて、次回はまた1からじゃなくて、9番から、そしてもう一回りのところで上書きしたところを見るという形と、それから提言に向けての方向を出していくということで、もう一度、先生方には、委員の皆さんには、申し訳ないけど、年内に集まっていただけますでしょうかということですが、事務局、そういう形になっちゃったけど、よろしいですか。

事務局 はい。

久塚座長 やっぱり、一番大きなところですので、丁寧な議論になったかと思います。皆様方も色々スケジュールがあるでしょうけれども、私の都合からいうと、金曜日で仕事させていただいているので、12月16日が金曜日に当たりますが、いかがなものでしょうか。強権的に、頭の中で時計を見ながら16日というのはパッとあいているという、何かそういう感じなんですけど、もう4時を10分過ぎて申し訳ございません。皆さん方予定がある中で。

それから、もう一つお願いしたいのは、9番から、そして横長のものまで含めて、今日残っている部分を読んでいただいて、16日にまたその平場というんじゃなくて、事前に事務局のほうに、この点についてはこうだというふうに、12月6日ぐらいまでに寺尾さんのほうにご意見を寄せてください。ご協力よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、大変長時間にわたりましたがけれども、一番重要なところで、ただ単に提案するだけじゃなくて、受け手のほうも基準をしっかりと持っておくと。基準というのは内に秘めてるものではなくて、こういう基準で審査されているんだよと、こういうのでこういうふうに決まったんだよと、ある程度明示的なものでないと育たない。これは大学の入試でも一緒に、いろいろ変数を掛けたり、最終的にはいろいろ操作をするわけですが、自分がどの程度のところにいるかということがわからないと勉強する気になりません。

そういうことを踏まえると、情報の公開というのはとても大事で、それは単に何でもかんでも開くというんじゃなくて、自立した市民がどちらを向いて走っていきこうということで、向くということにとっては情報公開はとても大事なので、先程のこういう風に決まってきた事柄をどういうレベルでどう情報化していくのかということも問題になるだろうと思います。

今日は、本当に長時間、ありがとうございました。

宇都木委員 申し訳ないんですけど、区のほうの市民との協働論というのは、大体出来上がってるんですか。区が進める協働というのはこういうものであるという、その基本的な協働についての考え方、これが多分、重要度が一番大きいところなんですよ。この委員会でも、一回どこかでやらないと駄目かもしれないですね。この審査をするに当たってね。

久塚座長 もう何回もやっていますから。

事務局 一応、職員向けには協働マニュアルというものを、去年、協働推進担当で作成したものを配付しております。それに伴う研修も、昨年度実施しまして、今年は講師を招いて講演会という形でやってるんですけども、協働推進委員というのを各課に1名配属されてますので、そういうものを中心としてそういった勉強会は引き続いてやっていくということで対応しています。

宇都木委員 ずれが出てきそうなところはそこなんですネ。

事務局 ずれはありますね。はっきり申し上げて、それはあります。

久塚座長 だから、正確ではないかもしれないけれども、それは前の委員会でも、何人かの委員さんがおられて、そもそも論が始まって。やっぱりそれは続けて議論するしかないんですよ。

宇都木委員 当然そうだけど、それぞれの思いで、みんな協働を述べてるんですよ。私も何回か勉強会というのに呼ばれて行って。だから、片方はパートナーで、夫婦論みたい

なものを言うし、片方はそうじゃなくて、もっと学術的な視点のところでもの言うし、なかなか難しい。そういうものが事業論で、今度はこの事業はどういう協働がいいんだというときに分かれるんですよ。だから、その評価が分かれて、これはAという一つの協働があって、こっちの審査ではBという協働があって、こっちはCという協働基準で決めましたという説明しなくちゃいけないということになりかねないというのがね。

久塚座長 だから、やっぱり新宿区の行政の中での協働というものはあるでしょうけど、協働支援会議が1年、2年かかって徐々につくって行って、引っ張っていくという力を持たなきゃいけないだろうと、私自身は思っています。少しずつ変わってきただろうとは思いますが、まだまだ10年も20年もかかる話でしょうけど、たびたび、事あるたびに提言なり、あるいはこういう新しく仕組みが出来たときに、その理念みたいなものを具体的に、何か審査をする場合であるとか基準であるとか、そういうところに生かしていく。

新宿区が考えてることとなかなか合わないということもあるかもしれませんが、それも長年にかかって説得したり、分かり合うしかないんじゃないんですかね。まだ大分違いがあるということじゃないですかね。

しばらくかかるんで、皆さんお元気でいていただいて。ことし64万人死ぬかもしれないと言われたんですけど、64万人死亡すると、200人に1人です。200人に1人ということは、早稲田大学で約250人死亡すると。年寄りから死んでいくとすると、教授ポストがあきますね。若い先生たちが楽しみにしてるんですね。皆さん、お風邪にどうぞ気をつけて、鶏肉なんかは十分注意されて、お互いに……。

では、終わります。どうもありがとうございました。

- - 了 - -